

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 3 部門第 2 区分

【発行日】令和 4 年 2 月 24 日 (2022.2.24)

【国際公開番号】WO2019/160057

【出願番号】特願 2020-500562 (P2020-500562)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/135(2006.01)

A 6 1 P 1/04(2006.01)

A 6 1 P 19/10(2006.01)

A 6 1 P 29/00(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 31/135

A 6 1 P 1/04

A 6 1 P 19/10

A 6 1 P 29/00

【手続補正書】

【提出日】令和 4 年 2 月 14 日 (2022.2.14)

【手続補正 1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

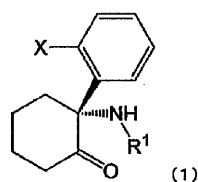
【特許請求の範囲】

【請求項 1】

下記式 (1) で表される化合物又はその薬理的に許容される塩を有効成分として含有する、炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

【化 1】

30



[式 (1) 中、X は、水素原子、ハロゲン原子又は置換されていてもよい炭素数 1 ~ 10 のアルキル基を表し、R<sup>1</sup> は、置換されていてもよい炭素数 1 ~ 10 のアルキル基、置換されていてもよい炭素数 1 ~ 10 のアルケニル基又は置換されていてもよい炭素数 6 ~ 14 のアリール基を表し、1 以上の水素原子は重水素原子に置換されていてもよい。]

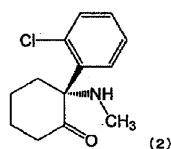
40

【請求項 2】

下記式 (2) で表される化合物又はその薬理的に許容される塩を有効成分として含有する、請求項 1 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

50

## 【化 2】



## 【請求項 3】

式(2)中の1以上の水素原子が重水素原子に置換されている、請求項2に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。 10

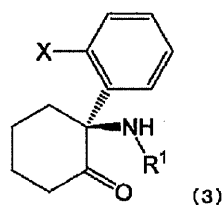
## 【請求項 4】

前記炎症性疾患が、潰瘍性大腸炎、クローン病、関節リウマチ、強直性脊椎炎、インスリン依存性糖尿病、アジソン病、グッドパスチャー症候群、IgA腎症、間質性腎炎、シェーグレン症候群、自己免疫性膵炎、乾癬、アトピー性皮膚炎、肺炎、慢性気管支炎、気管支喘息、全身性紅斑性狼瘡(SLE)、強皮症又はせん妄であり、前記骨疾患が、骨粗鬆症、溶骨性骨転移又は骨パジェット病である、請求項1~3のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

## 【請求項 5】

下記式(3)で表される化合物及びその薬理的に許容される塩を実質的に含まない、請求項1~4のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。 20

## 【化 3】



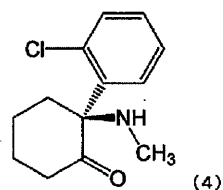
30

[式(3)中、Xは、水素原子、ハロゲン原子又は置換されていてもよい炭素数1~10のアルキル基を表し、R<sup>1</sup>は、置換されていてもよい炭素数1~10のアルキル基、置換されていてもよい炭素数1~10のアルケニル基又は置換されていてもよい炭素数6~14のアリール基を表す。]

## 【請求項 6】

下記式(4)で表される化合物及びその薬理的に許容される塩を実質的に含まない、請求項5に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

## 【化 4】



40

## 【請求項 7】

式(1)で表される化合物又はその薬理的に許容される塩がR-ケタミンである、請求 50

項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

【請求項 8】

式 (3) で表される化合物又はその薬理学的に許容される塩が S - ケタミンである、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

【請求項 9】

式 (3) で表される化合物を 0 . 1 5 モル % 以下含む、請求項 5 ~ 8 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

【請求項 10】

式 (3) の化合物を含まない、請求項 5 ~ 8 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

10

【請求項 11】

式 (4) の化合物を 0 . 1 5 モル % 以下含む、請求項 6 ~ 8 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

【請求項 12】

式 (4) の化合物を含まない、請求項 6 ~ 8 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

【請求項 13】

請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤と、薬理学的に許容される担体とを含有する、炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

20

【請求項 14】

経口投与、経鼻腔投与、静脈内投与、皮下投与又は筋肉内投与用に製剤化される、請求項 13 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

【請求項 15】

液剤、溶液、懸濁液、粉剤、錠剤、コーティング錠、カプセル剤、トローチ剤、クリーム剤、坐剤、ゲル剤、パッチ剤、リニメント剤又はエアロゾル剤の形態である、請求項 13 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

【請求項 16】

炎症性疾患若しくは骨疾患を有する対象の治療用組成物を治療上有効量含む、請求項 13 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

30

【請求項 17】

治療上有効量が約 0 . 0 1 / 人 / 日 ~ 約 1 0 0 0 m g / 人 / 日である、請求項 16 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

【請求項 18】

治療上有効量が約 0 . 1 / 人 / 日 ~ 約 5 0 0 m g / 人 / 日である、請求項 16 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

【請求項 19】

治療上有効量が約 0 . 1 / 人 / 日 ~ 約 1 0 0 m g / 人 / 日である、請求項 16 に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬組成物。

【請求項 20】

対象における炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療用医薬の製造で使用するための、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の炎症性疾患若しくは骨疾患の予防又は治療剤。

40